

【防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事】の内容

■ 防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事の要件

- ・各々、右に示すような分野に該当する工事を対象とする。対象となる工事に付随する場合に限り、増築工事も補助対象とする（「防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事の内容」に増築を含む旨記載のある工事に限る。）

例 浸水リスクの低い場所へ電気設備を設置するため電気室を増築部分に移設する場合。

■ 補助額の算定方法に応じた対象工事

- ・補助率方式は、趣旨に適合し、a～gに該当する工事は補助対象とすることができる。
- ・単価積上方式は、予め設定された単価のある工事のみ補助対象とすることができる。

■ 住宅に固定されないものは対象外

- ・工事を伴わず、住宅に固定されないで、設置される置き家具の類は対象外。
- 例 水の確保のために貯水タンクを置く場合、固定されないタンクは補助対象外。
壁や床などに固定されていて、配管が接続されているタンクは補助対象。

	記号	分野
防災性の向上	a	地震災害への備え
	b	台風（風災害）への備え
	c	水害への備え
	d	火災への備え
レジリエンス性の向上	e	電力の確保
	f	水の確保
	g	防災備蓄のためのスペースの確保

詳細は、「防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事の内容」資料をホームページで確認してください。

https://r07.choki-reform.mlit.go.jp/doc/bosai_r07.pdf

■ 重複して補助対象とすることは不可

- ・一つの工事で複数の補助費目で補助対象として計上することはできません。
- 例 一カ所の開口部を、防災性の他に省エネルギー対策等で重複して申請することはできません。

145

【防災性の向上改修工事】の内容

■ 具体的な工事内容

1/2

記号	分野	具体的な工事内容	補助の要件
a 地震災害への備え	建物の揺れや損傷を軽減するための工事	制振装置の設置工事、内装・下地補強工事（外壁側から施工、室内側から施工）	・耐震性が向上し、改修後に基準を満たすこと
	瓦の交換工事	瓦等の交換工事、下地補強工事	・瓦等の取り付け方法がガイドライン工法によること
	避難動線確保工事	玄関ドアの耐震ドア交換工事	・地震により変形しにくい耐震ドア（ドア枠の変形1/120までドアの開閉が可能なもの）
	家具の転倒防止（下地処理）工事	家具固定用の長押設置、構造用合板等の下地補強工事	家具の転倒防止措置を講じることができる、付け長押等を補助対象とする（家具固定用金物等は補助対象外）
	地震による設備配管の損傷を軽減するための工事	給水給湯・排水・ガス管の交換工事	・フレキシブル配管を用いること
b 台風（風災害）への備え	瓦の交換工事	瓦等の交換工事、下地補強工事	・瓦等の取り付け方法がガイドライン工法によること
	開口部（窓）の強風対策工事	雨戸・シャッター等の設置・交換工事 開口部（ガラス又はサッシ）の交換工事	・一定以上（JIS A4706に定める S-2以上）の耐風圧性能を有すること ・開口部のガラスが、合わせガラス（中間膜30mil以上）であること

146

【防災性の向上改修工事】の内容

■ 具体的な工事内容

2/2

記号	分野	具体的な工事内容	補助の要件
c 水害への備え	大雨による浸水対策工事	宅地内への下水の逆流低減用設備の設置工事	逆流防止弁等を宅地内の汚水枡に設置する等、下水の逆流を低減するための設備
		雨樋の交換工事	・高排水性能を有した雨樋に交換する工事 ・共同住宅の場合、一棟申請に限る
		床下換気口への止水板等の設置工事	・床下浸水を防止する工事。住宅に固定されず容易に取り外すことができるものは対象外
		玄関ドア、サッシの交換工事	玄関ドア: JIS A4706 W-2以上の水密性能 サッシ: JIS A4706 W-4以上の水密性能
		建築物への浸水防止用設備(止水板等)の設置工事	JIS A4716 Ws-3と同等以上の浸水防止性能
		電気設備の浸水対策工事	浸水リスクの低い場所への電気室の移設、電気室出入り口への止水板・防水扉などの設置。止水板、防水扉はJIS A4716 Ws-3と同等以上の浸水防止性能
d 火災への備え	外壁開口部の防火性能向上工事	サッシの交換工事	・既存サッシを防火設備に交換する工事 ・防火地域、準防火地域にある建築物は補助対象外
	火災対策工事	感震ブレーカー付き分電盤の設置	感震機能、避難安全性等確保機能が搭載された分電盤に交換する工事
		トラッキングコンセントの設置	トラッキング検出機能が搭載されたコンセントに交換する工事

・開口部の工事を行う場合は、省エネルギー対策における「開口部の一定の断熱措置」以上の断熱化を図ること

147

【レジリエンス性の向上改修工事】の内容

■ 具体的な工事内容

記号	分野	具体的な工事内容	補助の要件
e 電力の確保	災害時の電力確保のための工事	蓄電池設置工事	・停電時に宅内給電が可能であること ・住戸全体で電気を使用することが可能であること
		V2H(電気自動車からの給電)、パワーコンディショナの設置工事	・パワーコンディショナの設置工事 ・住戸全体で電気を使用することが可能であること
		自家発電設備設置工事	自家発電設備設置に伴う配線工事も補助対象
		家庭用コージェネレーション設備の設置工事	停電時発電継続機能が搭載されていること*
f 水の確保	災害時の飲料水、生活水確保のための工事	貯水タンクの設置工事	固定式の貯水タンクで、タンク内の水が、飲料水として使用可能であること
	災害時の生活水確保のための工事	貯湯タンクを有する給湯器の設置工事	・JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上(電気ヒートポンプ式給湯器の場合) ・タンク容量が150リットル以上 ・非常用水として貯水タンク内の水を取り出すことができること
		雨水利用タンクの設置工事	・固定式雨水利用タンクで容量100リットル以上(ワイヤーでの固定は不可) ・雨水タンクの設置に必要な雨樋の交換工事も対象
g 防災備蓄のためのスペース確保	防災用品置場スペース確保のための工事	防災用品置場スペースの設置工事	・改修前に防災倉庫等がないこと ・合計0.1㎡/戸以上の有効面積があること

*但し、リフォーム前の同設備に発電継続機能が搭載されている場合、同設備自体は補助対象外

停電時に用いる自立切替装置を外付可だが設置されていない場合、自立切替装置及び切替に伴う配線工事は対象、家庭用コージェネレーション設備自体は対象外

なお、家庭用コージェネレーション設備を補助対象とする場合、リフォーム前後の現地写真で同設備の型番、カタログで機能を確認できることが必要です。

148

【防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事】の内容

■ 防災性の向上改修工事の補助工事単価

記号・分野	工事内容	単価	単位	備考
a 地震災害への備え	玄関ドアの耐震化	玄関ドアの交換 大150,000 小99,900	円/箇所	・地震により変形しにくい耐震ドア（ドア枠の変形1/120までドアの開閉が可能なもの）
	瓦の交換	屋根の張り替え（下地含む） 10,500 屋根の張り替え（下地含まず） 7,200	円/㎡	・瓦の取り付け方法がガイドライン工法によること
b 台風（風災害）への備え		ガラス交換 大60,900 中36,000 小24,000	円/箇所	・開口部のガラスが、合わせガラス（中間膜30mil以上）であること ・サッシ：JIS A4706 W-4以上の水密性能
c 水害への備え	サッシの破損防止又は水密化	カバー工法 大90,000 中72,000 小63,000		
		既存サッシ交換（枠ごと） 大150,000 中108,000 小99,900		
	玄関ドアの水密性向上	玄関ドアの交換 大150,000 小99,900		・玄関ドア：JIS A4706 W-2以上の水密性能

■ レジリエンス性の向上改修工事の補助工事単価

記号・分野	工事内容	単価	単位	備考
f 水の確保	雨樋交換	1,800	円/m	雨水タンク設置に伴う雨樋の交換工事（雨水タンクは補助対象外）
	貯湯タンクを有する給湯器の設置工事	390,000	円	・JIS C9220 に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（電気ヒートポンプ式給湯器の場合） ・タンク容量が150リットル以上 ・非常用水として貯水タンク内の水を取り出すことができること

149

【防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事】の内容

■ レジリエンス性の向上改修工事の補助対象工事費の上限

記号・分野	工事内容	補助対象工事費の上限	単位	備考
e 電力の確保	蓄電池設置工事	①1kwhあたり 60,000	円	・蓄電池設置に係る附帯設備、配線等の工事費を含む

■ 防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事の補助対象工事費は、
全体で450千円/戸を上限とします（補助額上限は150千円/戸）

■ 防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事については、詳しい補助要件等について、
「【防災性の向上・レジリエンス性の向上改修工事】の内容」を評価室事務局HPからダウンロードして確認してください。

https://r07.choki-reform.mlit.go.jp/doc/bosai_r07.pdf